

道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ
設置業務プロポーザル実施要領

令和8年6月

河内長野市 成長戦略局 活力創造戦略部

産業観光課

本要領は、河内長野市（以下、「本市」という。）が道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ設置業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ設置業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

1. 業務の目的

現在、道の駅においては、紙媒体のチラシや従来のデジタルサイネージ等による情報提供は行っているが、これらは一方的な発信に留まっており、来訪者個々のニーズに応じた情報の深掘りや、具体的な地域内周遊への動機付けが十分とは言えない課題がある。

本事業は、操作性に優れたタッチパネル式デジタルマップを導入することで、来訪者が能動的に情報を探索できる環境を構築するものである。単なる施設紹介に留まらず、利用者の関心や操作に連動して関連する観光情報や周辺スポットを提案する「双方向（インタラクティブ）な情報提供」を実現し、来訪者の満足度向上と、周辺地域への強力な観光周遊（回遊）の促進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務の内容

「仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 提案限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※見積書提出時には、機器、設置費、システム構築費等の詳細を記載した内訳書も提出すること。

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。なお、限度額を超えた提案は無効とする。また、消費税額は10%で算出すること。

なお、本市は、1か月ごとに受託者から本業務の履行状況の報告を受け、検査を完了した後に、受託者から業務完了報告書及び適正な請求を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3. 参加資格要件

次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。なお、共同企業体（JV）による参加は認めない。

- (1) 本市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者が上記を満たすためには、次のアからウの要件を満たすものとする。

ア 営業について免許、許可又は登録を要するものにあたっては、当該免許、許可または登録を受けていること。

イ 令和 8 年 4 月 1 日時点で、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。

ウ 国税及び市町村民税を滞納していないこと。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者
- (3) 本市から指名停止措置等を受けていない者
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から 3 箇月を経過している者
- (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から 3 箇月を経過している者
- (6) 河内長野市暴力団排除条例（平成 26 年河内長野市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者は参加可）
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者は参加可）
- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (10) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）で、地方公共団体等において、本業務の目的に沿った同規模、同種又は類似業務の受託実績があること

4. プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。

| | |
|-----------|------------------------|
| 実施要領の交付 | 令和 8 年 6 月 18 日（木） |
| 質問書の受付 | 令和 8 年 6 月 29 日（月）正午まで |
| 質問書に対する回答 | 令和 8 年 7 月 2 日（木） 予定 |

| | |
|------------------------|---|
| 参加表明書の受付 | 令和8年7月10日(金)午後5時30分まで |
| 参加資格の審査結果通知及び企画提案書提出要請 | 令和8年7月14日(火) |
| 企画提案書の受付 | 企画提案書提出要請日から7月23日(木)午後5時30分まで |
| ヒアリング(概要説明含む) | 令和8年8月3日(月)午後(予定) <時間等は7月31日(金)までに連絡> ※一次書類審査を行う場合、審査結果に基づき、ヒアリングの参加の可否について連絡を行う。 |
| 候補者選定日 | 令和8年9月上旬頃 |
| 業務委託に係る協議 | |
| 業務委託に係る契約 | |
| 業務委託に係る運用開始 | |

5. プロポーザルの内容

(1) 実施要領の交付に関する事項

① 交付方法

実施要領の交付は、本市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、本市ホームページからダウンロード可。)

<事務局>

河内長野市役所 成長戦略局 活力創造戦略部 産業観光課

住所(〒586-8501) 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

メールアドレス: kankou@city.kawachinagano.lg.jp

<市ホームページ>

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp//soshiki/16/125296.html>

② 交付日

令和8年6月18日(木)

(2) 参加表明書に関する事項

① 提出方法

- ・持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)するものとする。

② 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(様式第1号)

- ・会社概要書（様式第2号）
- ・実績報告書（様式第3号）

■参加資格要件において、本市の入札等に係る令和8年度有資格者名簿に登録の無い者については、次の書類を添付すること

- ・法人の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（3箇月以内に交付されたもの）
- ・定款、寄附行為
- ・国税の納税証明書（その3の3）、及び市町村税の未納がないことの証明書
- ・印鑑証明書

③受付期間

令和8年7月10日（金）午後5時30分まで
 ※郵送の場合、令和8年7月10日（金）必着。

④提出部数

原本1部及びデジタルデータ

⑤参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

- ・前記3に定める参加資格要件の確認を行い、令和8年7月14日（火）までに電子メールにより次の事項を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。
 - ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
 - イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(3) 質問書の提出に関する事項

①提出方法

- ・企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、電子メール（メールアドレスは前記5.（1）に記載）で送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の様式

- ・様式は自由とするが、電子メールの表題は「道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ設置業務プロポーザルに関する質問」とすること。（送信データの容量は3MB以内）
- ・なお、必ず事業者名、及び担当者の氏名、連絡先を記入すること。また、電話連絡により本市に受信確認を行うこと。

③受付期間

令和8年6月29日（月）正午まで

(4) 質問書に対する回答に関する事項

①回答方法

- ・提出された質問事項を全て取りまとめて、本市ホームページ上に回答を公表する。
- ・なお、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

②回答（予定）

令和8年7月2日（木）予定

(5) 企画提案書の提出に関する事項

①提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）するものとする。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ・辞退をした場合にあってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

②提出書類

- ・プロポーザル企画提案書（様式第4号）
- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・業務スケジュール（任意書式）
- ・見積書（様式第6号）

③受付期間

企画提案書提出要請日から令和8年7月23日（木）午後5時30分まで

※郵送の場合、令和8年7月23日（木）必着。

④提出部数

- ・上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したもの7部を提出すること。

⑤企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書には、別紙「仕様書」の「業務内容」の各項目における具体的な取組内容について記載すること。
- ・用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- ・両面印刷で20ページ以内（表紙はページ数に含めない）とすること。なお、イメージ図などでA3版を挿入する際は2ページとみなす。
- ・提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ・企画提案書の作成及びのプレゼンテーション等の実施に当たっては、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名等は匿名とすること。

(6) 候補者の選定に関する事項

①審査委員会

- ・最優秀提案者の選定は、道の駅「奥河内くろまるの郷」デジタルマップ設置業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

②選定方法

- ・審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「企画提案書の審査基準」〈別紙1〉のとおり採点を行い、最低評価点（60点）を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。なお、同点の場合は、審査委員会の協議により、最優秀提案者と次点提案者を選定する。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

③一次書類審査について

- ・応募者が4者以上の場合は、企画提案書に基づき上記選定方法により一次書類審査を実施し、審査委員会において選定された者についてのみヒアリングを行う。

④ヒアリングについて

- ・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

| | 留意事項 |
|---------|---|
| 開催日及び場所 | 令和8年8月3日（月） 午後（予定） ヒアリングの時間帯・場所は事前に連絡する。 |
| 時間 | 30分以内 |
| 内容 | 提出した企画提案書の概要説明（20分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約10分） |
| 出席者 | 3名以内 |
| 出席者の条件 | 最優秀提案者となった場合に、本業務の責任者及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。 |
| 使用機器等 | 提出された企画提案書に基づき説明する。 なお、概要説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、プロジェクタ等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。 |

<辞退する場合>

- ・参加者の都合により辞退する場合には、書面（任意様式）に記名押印の上、ヒアリングの実施予定日の前日までに持参又は郵送にて提出すること。
- ・ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

⑤審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和8年9月上旬頃に文書で通知する。なお、審査結果

は、最優秀提案者の企業名及び採点結果、次点提案者の採点結果を、令和8年9月上旬以降に本市ホームページに掲載する。

6. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本市は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者として協議を行う。

(2) 契約者

河内長野市

(3) 契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

7. 参加者の欠格に関する事項

参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) その他、指示した事項に違反した場合

8. その他

- ・ 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・ 企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、誤字・脱字など明らかな誤りに基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・ 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ・ 企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- ・ 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・ 本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・ 見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。

- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。

別紙1 企画提案書の審査基準

| 項目 | 評価内容 | 配点 |
|-------------------|--|-----|
| 市内周遊を促す「回遊動線」の提案力 | <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルマップを利用した人が、他観光スポットや飲食店などに訪れるような、観光周遊に繋げるための工夫があるか(例) ・検索結果だけでなく、「ついで寄り」を誘う関連情報を提供する等周遊性をあげるための工夫があるか。 ・イベント情報など、リアルタイム性の高い情報を提供する工夫があるか ・デジタルマップで見た情報を、持ち出し、ナビゲーションできる仕組みがあるか。 | 40 |
| デザイン・直感的なUI | <ul style="list-style-type: none"> ・説明書なしで、子供から高齢者まで迷わず操作できるか。 ・操作していない待機画面時に、思わず触りたくなるようなアイキャッチ効果（動画活用など）があるか。 ・目的の情報まで3タップ以内でたどり着けるような論理的な階層構造になっているか。 | 20 |
| アクセシビリティ・多言語 | <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインに考慮しているか。 (例、車椅子利用者でも利用しやすいデザイン) ・複数の言語に対応しているか。 ・視覚・聴覚に配慮した音声読み上げや、直感的に理解できるアイコン（ピクトグラム）を活用しているか。 | 20 |
| 保守管理・拡張性 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門知識なしで簡単に写真やテキストを更新できる管理画面か。 ・拡張性を考慮しているか (例、将来的な設置箇所の増設や、新しいSNS連携、決済機能の追加などに対応できるシステム構成) ・故障やシステムエラーが発生した際、リモートメンテナンスや迅速な駆けつけ体制が整っているか | 10 |
| 提案価格 | 配点（10点）×（提案価格のうち最低価格 / 当該事業者の提案価格（小数点以下切捨て） | 10 |
| | | 100 |

| 評価基準 | 得点 |
|-----------|--------|
| 高く評価できる | 配点×1.0 |
| 評価できる | 配点×0.8 |
| 普通 | 配点×0.6 |
| あまり評価できない | 配点×0.4 |
| 評価できない | 配点×0.2 |

※評価方法

- (1) 審査項目のうち、「市内周遊を促す「回遊動線」の提案力」「デザイン・直感的なUI」「アクセシビリティ・多言語」「保守管理・拡張性」については、主観的審査項目として、各委員が評価を行う。なお、各委員の平均（小数点以下第3位切り捨て）を各項目の得点とする。
- (2) 審査項目のうち、「提案価格」については、客観的審査項目として契約担当課が評価を行う（小数点以下第3位切り捨て）。
- (3) (1)(2)の得点の合計を各企画提案者の評価点とする。